

審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次）看護栄養学研究科 看護学専攻 博士後期課程

1. 設置の趣旨等を記載した書類（本文）P4において「グローバルな視点をもって、今後の社会を先導することのできる研究者・教育者、高度な専門業務に就く人材を養成する」ことが示されているが、「グローバルな視点」を持った人材が身につけるべき資質・能力が判然としないことに加え、本課程の養成する人材像においては、グローバルや国際的な視点を持つ人材についての記載が見受けられず、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーにおいても、これらに対応した資質・能力は見受けられない。このことから、養成する人材像、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの整合性を含め、妥当であるとは判断できない。本専攻の養成する「グローバルな視点」を持った人材に求められる資質・能力を明らかにした上で、養成する人材像、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの整合性を含めて妥当性について、明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2. 審査意見1のとおり、本専攻の養成する人材像及びディプロマ・ポリシーの妥当性やその整合性を判断することができず、示されたカリキュラム・ポリシーの妥当性も判断することができないが、設置の趣旨等を記載した書類（本文）P10に記載された「IV-3. 教育課程の編成、実施の方針（カリキュラム・ポリシー：CP）」において、CP4については「ディプロマ・ポリシー2、3を達成するための科目として、専門科目に『地域基盤看護学特論』『実践看護学特論』・・・を設置する」と説明されているものの、設置の趣旨等を記載した書類（資料）の資料7「博士後期課程カリキュラムマップ」によれば、これらの科目に対応する「主として身に着ける能力」はDP2やDP4が該当すると示されており、授業科目が対応するディプロマ・ポリシーの説明内容と整合していない。また、CP5についても前者の資料においては「ディプロマ・ポリシー4を達成するため、各学年に『看護学特別研究Ⅰ』『看護学特別研究Ⅱ』『看護学特別研究Ⅲ』を設置」と説明されているものの、後者の資料によればこれらの科目に対応する「（主として）身に着ける能力」はDP1～3及びDP5が該当すると示されており、DP4と関係があるとは見受けられないことから、示されたカリキュラム・ポリシーが、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針として妥当なものであるかを判断することができない。このため、養成する人材像及びディプロマ・ポリシーに整合したカリキュラム・ポリシーが適切に設定されていることを明確に説明するとともに、必要に応じて設置の趣旨等を記載した書類及び同等の関係する記載を適切に改めること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

3. 審査意見1のとおり、「グローバルな視点」を持った人材が身に付けるべき資質・能力が判然とせず、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの整合性も判然としないが、本学の教育課程や各授業科目の内容について、グローバルや国際の観点からの学びは見受けられないことから、審査意見1の対応も踏まえ、必要に応じてディプロマ・ポリシーを達成するために必要な学びを追加するなど、適切に改めること。(是正事項)・・・9
4. 本専攻の入学者について、専門職大学院をはじめとして、必ずしも修士課程修了者と同等の研究能力を有していない学生を入学者として想定するのであれば、そのような学生であってもディプロマ・ポリシー達成のために求められる研究能力を身に付けられるような教育課程となっていることや修学支援を用意していることなど適切な教育課程や学修支援があることを説明するか、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)・・・10
5. 設置の趣旨等を記載した書類(資料)の資料12「教育課程毎の1週間当たりの担当コマ数一覧」において、各教員の学部、博士前期課程、博士後期課程の担当授業時間の集計及び1週間当たりの担当コマ数が示されているが、一部の教員について、1週間当たりの担当コマ数が「29」や「33」となっているなど、過剰な負担がかかっているのみならず、1週間で担当しうるコマ数となっているのか疑義がある。このため、本専攻の教員について、負担軽減策を示しつつ、過度な負担が生じない担当授業科目の配置になっていることについて説明するとともに、必要に応じて教員1人当たりの担当コマ数を見直すなど適切に改めること。(改善事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
6. 専任教員の年齢構成が高齢に偏っていることから、教育研究の継続性の観点から、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。(改善事項)・・・・・・・・ 15
7. 調書番号14の教員について、教員名簿と教員個人調書で氏名の漢字表記が異なっており、同一の人物であると判断することができない。このため、同一の人物である場合には、関係する書類について適切に改めること。一方、異なる人物である場合には、関係する書類について適切に改めた上で、教員個人調書等の必要書類について改めて提出するとともに、再度それぞれの教員について教員資格審査を受審すること。(是正事項)・・・16
8. 教員資格審査において、「不可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を専任教員以外の教員で補充する場合には、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。(是正事項)・・ 17
- その他の変更点・・ 23

(是正事項) 看護栄養学研究科 看護学専攻 博士後期課程

1. 設置の趣旨等を記載した書類(本文) P 4において「グローバルな視点をもって、今後の社会を先導することのできる研究者・教育者、高度な専門業務に就く人材を養成する」ことが示されているが、「グローバルな視点」を持った人材が身につけるべき資質・能力が判然としないことに加え、本課程の養成する人材像においては、グローバルや国際的な視点を持つ人材についての記載が見受けられず、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーにおいても、これらに対応した資質・能力は見受けられない。このことから、養成する人材像、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの整合性を含め、妥当であるとは判断できない。本専攻の養成する「グローバルな視点」を持った人材に求められる資質・能力を明らかにした上で、養成する人材像、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの整合性を含めて妥当性について、明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

当初、本計画において「グローバルな視点」を持つ人材について、地域を基盤とする世界として広い意味で用いた言葉であったが、審査意見を踏まえ、誤解を生む不適切な表現であったという認識に立ち、本課程の設置の趣旨および目的、設置の必要性、養成する人材像に立ち返り、その整合性も含め再検討した。

その結果、本課程における人材養成の目標は、「新時代の大学院教育(平成17年答申)」に示された「大学院における人材養成機能」の考えを基盤としたものであること、1-3.2)の設置の必要性に示した地域(北海道)の健康課題解決の社会的ニーズに応える観点を重視していることから、「設置の趣旨を記載した書類」のII-2.に記載した人材養成の目標は変更なしとした。この考えに基づき、I-2.設置の趣旨及び目的の文頭、①研究者の育成、およびI-3.の設置の必要性に記載されていた「グローバルな視点」をもつ人材という表現を削除した。また、人材養成の目標とディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの整合性を確認し、カリキュラム・ポリシーを一部変更した。カリキュラム・ポリシーの変更点は、是正事項2(6ページ)に記載した。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類(本文)

新	旧
(3ページ) I-2 本課程設置の趣旨及び目的 <u>知識基盤社会において、大学院に求められる人材養成機能として①創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成、②高度な専門的知識・能力を持つ高度専門</u>	(3ページ) I-2 本課程設置の趣旨及び目的 <u>これからの予測不能な時代において、人口減少高齢社会がより顕著な北海道において、必要とされる人材は、「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿」(2019)にある、</u>

<p>職業人の養成，③確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成，④知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成が求められている(2005. 新時代の大学院教育)。本計画は、この機能を発揮し時代の要請に応えることを大学の責務とし、博士後期課程の設置を計画するものである。</p>	<p>高度な専門知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知及びそれに基づく価値を創造し、グローバルに活躍する人材であり、今後の社会を先導する人材である。本計画は、それらに応える大学の責務として、博士後期課程の設置を計画するものである。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(4 ページ)</p> <p>高度な専門知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、優れた研究・開発力により、新たな知及びそれに基づく価値を創造し、<u>(削除)</u> 今後の社会を先導することのできる研究者・教育者、高度な専門業務に就く人材を育成する。</p> <p>これらの人材を社会に排出することで、保健医療分野における看護学の発展・改革に貢献し、看護系大学院としての責務を果たすことを設置の目的とする。</p> <p>これらの趣旨から、本課程を設置する目的は、以下の4点である。</p> <p>①研究者の育成</p> <p><u>看護実践現場の課題を解決し、看護学を探究し学問として体系化するために、優れた研究・開発能力を有する研究者を育成する。</u></p>	<p>(4 ページ)</p> <p>高度な専門知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、優れた研究・開発力により、新たな知及びそれに基づく価値を創造し、<u>グローバルな視点をもって、</u>今後の社会を先導することのできる研究者・教育者、高度な専門業務に就く人材を育成する。</p> <p>これらの人材を社会に排出することで、保健医療分野における看護学の発展・改革に貢献し、看護系大学院としての責務を果たすことを設置の目的とする。</p> <p>これらの趣旨から、本課程を設置する目的は、以下の4点である。</p> <p>①研究者の育成</p> <p><u>看護実践現場の課題を解決し、看護学を学問として体系化するために、グローバルな視野を有し、看護学を真に探究する能力を有する研究者を育成する。</u></p>
<p>(5 ページ)</p> <p>I-3. 設置の必要性</p> <p>(略)</p> <p>より高度な専門知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、<u>社会と地域の変化するニーズに対応し、看護・保健の実践の現場を改革することのできる研究者・教育者、高度</u></p>	<p>(4 ページ)</p> <p>I-3. 設置の必要性</p> <p>(略)</p> <p>より高度な専門知識・技術と倫理観を基礎に自ら考え行動し、<u>看護学を発展させる研究を推進し、地域や世界に開かれた視野を持つ看護の担い手を養成することが急務</u></p>

な専門業務に就く人材を育成することが急務である。

(略)

以上より、社会環境から求められる人材を養成し、北海道の保健医療ニーズに貢献し、次代を担う看護教育者を養成するために、博士後期課程を設置することは、本学の看護学における学術的基盤を確立することとなる。高度な専門知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、優れた研究・開発力により、新たな知及びそれに基づく価値を創造し、看護・保健の実践の現場を変革することのできる研究者・教育者、高度な専門業務に就く人材を育成する。

である。

(略)

以上より、社会環境から求められる人材を養成し、北海道の保健医療ニーズに貢献し、次代を担う看護教育者を養成するために、博士後期課程を設置することは、本学の看護学における学術的基盤を確立することとなる。高度な専門知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、優れた研究・開発力により、新たな知及びそれに基づく価値を創造し、グローバルな視点をもって、今後の社会を先導することのできる研究者・教育者、高度な専門業務に就く人材を育成する。

(是正事項) 看護栄養学研究科 看護学専攻 博士後期課程

2. 審査意見1のとおり、本専攻の養成する人材像及びディプロマ・ポリシーの妥当性やその整合性を判断することができず、示されたカリキュラム・ポリシーの妥当性も判断することができないが、設置の趣旨等を記載した書類(本文) P10 に記載された「IV-3. 教育課程の編成、実施の方針(カリキュラム・ポリシー: CP)」において、CP4については「ディプロマ・ポリシー2、3を達成するための科目として、専門科目に『地域基盤看護学特論』『実践看護学特論』・・・を設置する」と説明されているものの、設置の趣旨等を記載した書類(資料)の資料7「博士後期課程カリキュラムマップ」によれば、これらの科目に対応する「主として身に着ける能力」はDP2やDP4が該当すると示されており、授業科目が対応するディプロマ・ポリシーの説明内容と整合していない。また、CP5についても前者の資料においては「ディプロマ・ポリシー4を達成するため、各学年に『看護学特別研究Ⅰ』『看護学特別研究Ⅱ』『看護学特別研究Ⅲ』を設置」と説明されているものの、後者の資料によればこれらの科目に対応する「(主として)身に着ける能力」はDP1～3及びDP5が該当すると示されており、DP4と関係があるとは見受けられないことから、示されたカリキュラム・ポリシーが、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針として妥当なものであるかを判断することができない。このため、養成する人材像及びディプロマ・ポリシーに整合したカリキュラム・ポリシーが適切に設定されていることを明確に説明するとともに、必要に応じて設置の趣旨等を記載した書類及び同等の関係する記載を適切に改めること。

(対応)

- ①設置の趣旨等を記載した書類(本文) 10 ページに記載された「IV-3. 教育課程の編成、実施の方針(カリキュラム・ポリシー: CP)」CP4に関する設置科目(「地域基盤看護学特論」「実践看護学特論」「地域基盤看護学演習」「実践看護学演習」とディプロマ・ポリシーの関連性に関する説明においてカリキュラムマップに誤記載があり、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性が読み取れなかったため、新旧対照表のとおりカリキュラムマップ(資料7)、CP4及び該当する科目のシラバスのDP対応表を修正した。併せて科目設置の意図を追記した。
- ②設置の趣旨等を記載した書類(本文) 10 ページのCP5の設置科目(「看護学特別研究Ⅰ」「看護学特別研究Ⅱ」「看護学特別研究Ⅲ」)のディプロマ・ポリシーとの関連性に関する説明の記載に誤りがあり、下記の新旧対照表の通り加筆修正した。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文)

新	旧
<p>(10 ページ)</p> <p>①</p> <p>CP 4 : 研究課題につながる地域の保健医療、看護実践の状況を多様な視点から専門的知識、理論に基づき科学的に分析し、<u>人々の健康課題を解決し新たな看護を開発する能力を育成する、ディプロマ・ポリシー 2、3 及び 4</u>を達成するための科目として、専門科目に「<u>地域基盤看護学特論</u>」「<u>実践看護学特論</u>」を設置する。また、<u>特論で分析した健康課題や看護実践上の課題を、さらに文献検討及び討論を重ね研究課題へと焦点化する科目</u>として「<u>地域基盤看護学演習</u>」「<u>実践看護学演習</u>」を設置する。</p>	<p>(10 ページ)</p> <p>①</p> <p>CP 4 : 研究課題につながる地域の保健医療、看護実践の状況を多様な視点から専門的知識、理論に基づき科学的に分析し、<u>新たな看護を開発する能力を育成する、ディプロマ・ポリシー 2、3</u>を達成するための科目として、専門科目に「<u>地域基盤看護学特論</u>」「<u>実践看護学特論</u>」「<u>地域基盤看護学演習</u>」「<u>実践看護学演習</u>」を設置する。</p>
<p>(10 ページ)</p> <p>②</p> <p>CP 5 : 看護学研究を自律して計画的に推進する能力を修得し<u>主にディプロマ・ポリシー 2 及び 5</u>を達成するため、各学年に「<u>看護学特別研究 I</u>」「<u>看護学特別研究 II</u>」「<u>看護学特別研究 III</u>」を設置し、複数の指導教員により研究の一連の過程を連続的、段階的に指導する。</p>	<p>(10 ページ)</p> <p>②</p> <p>CP 5 : 看護学研究を自律して計画的に推進する能力を修得しディプロマ・ポリシー 4 を達成するため、各学年に「<u>看護学特別研究 I</u>」「<u>看護学特別研究 II</u>」「<u>看護学特別研究 III</u>」を設置し、複数の指導教員により研究の一連の過程を連続的、段階的に指導する。</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 資料7

(新) 資料7 博士後期課程カリキュラム・マップ (新旧対照表 (6月) 4ページ参照)

博士後期課程カリキュラムマップ

養成する人材像の目標	①看護および地域に暮らす人々の健康課題を解決し、看護学の発展および健康の促進に寄与する研究を主体的に自立して遂行、牽引する人材。 ②高い倫理観を有し、豊富な専門知識と高い技術力を持ち、質の高い保健医療・看護を創出し提供できる高度な専門業務に就く人材。 ③地域社会、保健医療の現場及び教育機関において、高い専門性をもって指導的、教育的役割を担う人材。 ④社会の変化および地域の健康ニーズをとらえ、将来を見据えた技術の開発、保健医療・看護の現場の革新、政策提言等を行う能力をもつ人材。					
ディプロマポリシー-DP	DP1：高度な専門的知識、技能を有し、教育研究を通して指導的な役割をとる能力を有する。 DP2：人々の健康や看護実践に関わる課題を専門的に探究し、解決に導く研究を計画、実施する能力を有する。 DP3：人々の健康課題を解決し、看護学の発展へと導く看護実践の理論と技法を開発する能力を有する。 DP4：保健医療の現場の革新を目指して社会に働きかける態度・資質を有する。 DP5：高い倫理観と専門職としての責任感をもち、研究に主体的に自律して取り組む能力を有する。					
科目名	教育課程の概要	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5
基礎科目						
生命倫理特論	看護学の研究・実践における高い倫理感を養成し、高度な研究を遂行するための基礎的理論を学ぶ。	○			○	◎
看護理論とその開発		○	○	◎		○
疫学的研究方法論		○	◎	○	○	○
質的研究方法論		○	◎	○	○	○
データサイエンス演習		○	◎	○	○	○
分子生命科学特論		○	◎	○	○	○
専門科目						
地域基盤看護学特論	地域の健康および看護実践に関わる課題を看護の視点から幅広く分析し、人々が現代社会においてよりよく生きることを支援するための新たな看護を検討し、研究課題及び研究計画につなげる。	○	◎	◎	◎	
実践看護学特論		○	◎	○	◎	
地域基盤看護学演習		○	◎	◎	◎	○
実践看護学演習		○	◎	◎	◎	○
研究指導科目						
看護学特別研究Ⅰ	指導教員との討議を通して、探究した研究課題に関して博士論文の作成に向けて、段階的、計画的に研究を進める。	○	◎	○	○	◎
看護学特別研究Ⅱ		○	◎	○	○	◎
看護学特別研究Ⅲ		○	◎	○	○	◎

◎: 主として身に着ける能力 ○: 身に着ける能力

(旧) 資料7 博士後期課程カリキュラム・マップ (新旧対照表 (6月) 5ページ参照)

博士後期課程カリキュラムマップ

養成する人材像の目標	①看護および地域に暮らす人々の健康課題を解決し、看護学の発展および健康の促進に寄与する研究を主体的に自立して遂行、牽引する人材。 ②高い倫理観を有し、豊富な専門知識と高い技術力を持ち、質の高い保健医療・看護を創出し提供できる高度な専門業務に就く人材。 ③地域社会、保健医療の現場及び教育機関において、高い専門性をもって指導的、教育的役割を担う人材。 ④社会の変化および地域の健康ニーズをとらえ、将来を見据えた技術の開発、保健医療・看護の現場の革新、政策提言等を行う能力をもつ人材。					
ディプロマポリシー-DP	DP1：高度な専門的知識、技能を有し、教育研究を通して指導的な役割をとる能力を有する。 DP2：人々の健康や看護実践に関わる課題を専門的に探究し、解決に導く研究を計画、実施する能力を有する。 DP3：人々の健康課題を解決し、看護学の発展へと導く看護実践の理論と技法を開発する能力を有する。 DP4：保健医療の現場の革新を目指して社会に働きかける態度・資質を有する。 DP5：高い倫理観と専門職としての責任感をもち、研究に主体的に自律して取り組む能力を有する。					
科目名	教育課程の概要	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5
基礎科目						
生命倫理特論	看護学の研究・実践における高い倫理感を養成し、高度な研究を遂行するための基礎的理論を学ぶ。	○			○	◎
看護理論とその開発		○	○	◎		○
疫学的研究方法論		○	◎	○	○	○
質的研究方法論		○	◎	○	○	○
データサイエンス演習		○	◎	○	○	○
分子生命科学特論		○	◎	○	○	○
専門科目						
地域基盤看護学特論	地域の健康および看護実践に関わる課題を看護の視点から幅広く分析し、人々が現代社会においてよりよく生きることを支援するための新たな看護を検討し、研究課題及び研究計画につなげる。	○	◎	○	◎	
実践看護学特論		○	◎	○	◎	
地域基盤看護学演習		○	◎	◎	◎	○
実践看護学演習		○	◎	◎	◎	○
研究指導科目						
看護学特別研究Ⅰ	指導教員との討議を通して、探究した研究課題に関して博士論文の作成に向けて、段階的、計画的に研究を進める。	○	◎	○		◎
看護学特別研究Ⅱ		○	◎	○		◎
看護学特別研究Ⅲ		○	◎	○		◎

◎: 主として身に着ける能力 ○: 身に着ける能力

(是正事項) 看護栄養学研究科 看護学専攻 博士後期課程

3. 審査意見1のとおり、「グローバルな視点」を持った人材が身に付けるべき資質・能力が判然とせず、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの整合性も判然としないが、本学の教育課程や各授業科目の内容について、グローバルや国際の観点からの学びは見受けられないことから、審査意見1の対応も踏まえ、必要に応じてディプロマ・ポリシーを達成するために必要な学びを追加するなど、適切に改めること。

(対応)

審査意見1、および審査意見3を踏まえ、「グローバルな視点」という表現が不適切であったという認識のもと、本課程の設置の趣旨、目的、人材養成の目標、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの整合性を再検討した。その結果、誤解を与える「グローバルな視点」を持つ人材の育成という表現を削除し、この是正事項に伴うディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシー、教育課程には変更なしとした。

(是正事項) 看護栄養学研究科 看護学専攻 博士後期課程

4. 本専攻の入学者について、専門職大学院をはじめとして、必ずしも修士課程修了者と同等の研究能力を有していない学生を入学者として想定するのであれば、そのような学生であってもディプロマ・ポリシー達成のために求められる研究能力を身に付けられるような教育課程となっていることや修学支援を用意していることなど適切な教育課程や学修支援があることを説明するか、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

専門職大学院の修了生等、必ずしも修士課程修了者と同等の研究能力を有していない学生に対して、①入学前の学修支援の充実②入学後の学修支援を用意し、入学後の円滑な学修、研究につなげ、ディプロマ・ポリシーの達成に導く③アドミッション・ポリシー1の「研究能力を有する」ことを評価するために、入学者選抜の際の「研究計画書に基づく面接試験」に合格基準を設けることとした。

①入学前の学修支援として、入学前相談の際にこれまでの研究経験及び実績、研究に関する基礎的知識について丁寧に聞き取り、入学前の事前学修及び研究に関する指導が必要と判断された場合には、本学大学院の博士前期課程の研究に関する科目の科目等履修制度の活用、および研究生制度利用等の入学前の指導を受ける機会を設けることとし、「設置の趣旨を記載した書類 VI-3. 研究指導科目及び研究指導の方法1) 研究指導體制」に追記した。

②入学後の学修支援として、博士前期課程において開設している研究の基礎に関する科目「研究方法論特論」(資料25)を聴講することを推奨し、研究の基礎に関する理解を深める支援をすることを、「設置の趣旨を記載した書類 IV-2. 教育課程編成上の考え方」に追記した。

③アドミッション・ポリシー1に記載している「看護学を探究するために必要な基礎学力・研究力を有する」学生を確保するために、入学者選抜における選抜基準を検討し、「設置の趣旨を説明した書類 VIII-5. 選抜基準」に追記した。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文)

新	旧
<p>① (19 ページ) VI-3. 研究指導科目及び研究指導の方法 (略) <u>入学前の相談は、原則として入学後に研究指導を担当することが可能な教員が当たる。入学前の相談により、研究に関する事</u></p>	<p>① (18 ページ) VI-3. 研究指導科目及び研究指導の方法 (略)</p>

<p><u>前学修が必要と判断された場合は、入学前に本学の科目等履修制度（資料 23）や研究生制度（資料 24）の利用により事前学修することを推奨し、入学後の研究、学修を円滑に勧められるよう支援する。</u></p> <p>② (10 ページ)</p> <p>IV-2. 教育課程編成上の考え方 (略)</p> <p>すなわち、専門看護師、保健師、助産師などの高度看護実践者や看護教員が、研究の基礎的知識を再確認しつつ、現場における問題意識を課題として取り組み、自律して研究する能力を修得するための学修、研究プロセスを考慮した科目配置とした。また、教育機関における教育者、研究者を目指す学生や看護教育に関する研究課題に取り組む学生には、希望に応じて博士前期課程において開講する、「看護教育学特論」などの関連科目の聴講を可能とする。</p> <p><u>さらに、入学前相談において研究に関する学修支援が必要と判断された学生には、入学後に研究に関する基礎的知識の学修のため、博士前期課程において開講している「研究方法論特論」(資料 25) の聴講を推奨する。</u></p> <p>③ (27 ページ)</p> <p>VIII-5. 選抜基準</p> <p>入学者選抜は、筆記試験と小論文試験、面接試験および出願書類審査にて行う。アドミッション・ポリシー、学力の3要素との関連を資料4に示す。アドミッション・ポリシーと各試験内容との関連は表2</p>	<p>② (10 ページ)</p> <p>IV-2. 教育課程編成上の考え方 (略)</p> <p>すなわち、専門看護師、保健師、助産師などの高度看護実践者や看護教員が、研究の基礎的知識を再確認しつつ、現場における問題意識を課題として取り組み、自律して研究する能力を修得するための学修、研究プロセスを考慮した科目配置とした。また、教育機関における教育者、研究者を目指す学生や看護教育に関する研究課題に取り組む学生には、希望に応じて博士前期課程において開講する、「看護教育学特論」などの関連科目の聴講を可能とする。</p> <p>③ (27 ページ)</p> <p>VIII-5. 選抜基準</p> <p>入学者選抜は、筆記試験と小論文試験、面接試験および出願書類審査にて行う。アドミッションポリシー、学力の3要素との関連を資料4に示す。アドミッションポリシーと各試験内容との関連は表3に示す</p>
---	---

<p>に示す通りであり、評価基準は各科目と<u>研究計画書に基づく面接試験</u>それぞれに合格基準を設定し、<u>修士課程修了と同等の学力、研究能力があることが認められ、全ての基準を満たした学生を合格とする。</u></p>	<p>通りであり、評価基準は各科目と面接試験それぞれに合格基準を設定し、全ての基準を満たした学生を合格とする。</p>
---	---

(改善事項) 看護栄養学研究科 看護学専攻 博士後期課程

5. 設置の趣旨等を記載した書類(資料)の資料12「教育課程毎の1週間当たりの担当コマ数一覧」において、各教員の学部、博士前期課程、博士後期課程の担当授業時間の集計及び1週間当たりの担当コマ数が示されているが、一部の教員について、1週間当たりの担当コマ数が「29」や「33」となっているなど、過剰な負担がかかっているのみならず、1週間で担当しうるコマ数となっているのか疑義がある。このため、本専攻の教員について、負担軽減策を示しつつ、過度な負担が生じない担当授業科目の配置になっていることについて説明するとともに、必要に応じて教員1人当たりの担当コマ数を見直すなど適切に改めること。

(対応案)

学部および博士前期課程の担当コマ数の根拠資料としている教員持時間数集計表(学校法人基礎調査)について2023年度の情報に更新した。2022年度は学部カリキュラム変更の移行期で開講期が変更となった臨地実習科目が年度内に複数開講となったことで担当コマ数が大幅に増加した教員もいたが、2023年度は当該科目の複数開講がなくなったため、担当時間数が減少している。

また、保健師養成課程(博士前期課程)の教員をはじめ担当コマ数が多い教員には研究指導補助教員が少なくないため、負担軽減策として、補助教員は1年間に指導を担当するのは学生1名のみとし、複数学年の学生を重複して担当しないよう調整し、1年間に「看護学特別研究」はⅠ.Ⅱ.Ⅲの内いずれか1科目のみ担当することに変更した。これにより、補助教員の担当時間数が減少した。

以上の結果、担当時間数は総じて減少し、指摘のあった教員も7コマの減となっている。また、「V-2.担当教員の負担軽減について」に下記の通り加筆した。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類(本文)

新	旧
(14 ページ) V-2. 担当教員の負担軽減について 博士後期課程を担当する教員は、看護学科および看護学専攻博士前期課程の教育を兼務する教員がほとんどであり、教員の負担の増加が懸念されるが、博士後期課程担当教員のうち4名は博士後期課程専任とし、看護学科及び博士前期課程を主に担当する教員と分担し、授業、研究指導における担当時間のバランスを図る。 <u>また、研究指導</u>	(14 ページ) V-2. 担当教員の負担軽減について 博士後期課程を担当する教員は、看護学科および看護学専攻博士前期課程の教育を兼務する教員がほとんどであり、教員の負担の増加が懸念されるが、博士後期課程担当教員のうち4名は博士後期課程専任とし、看護学科及び博士前期課程を主に担当する教員と分担し、授業、研究指導における担当時間のバランスを図る。(資料12)

補助教員の負担軽減のため、補助教員は1年間に指導を担当するのは学生1名のみとし、複数学年の学生を重複して担当しないよう調整し、1年間に「看護学特別研究」はⅠ．Ⅱ．Ⅲの内いずれか1科目のみ担当する。(資料12)

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (資料)

資料12 教育課程毎の1週間当たりの担当コマ数一覧

新					旧				
	教員氏名	職位		1週間当たりの担当コマ数		教員氏名	職位		1週間当たりの担当コマ数
1	浅井 さおり	教授	(略)	15	1	浅井 さおり	教授	(略)	20
2	伊藤 治幸	教授		20	2	伊藤 治幸	教授		21
3	大野 和美	教授		22	3	大野 和美	教授		29
4	榊 建二郎	教授		17	4	榊 建二郎	教授		18
5	城丸 瑞恵	教授		8	5	城丸 瑞恵	教授		8
6	中村 由美子	教授		9	6	中村 由美子	教授		9
7	服部 容子	教授		18	7	服部 容子	教授		23
8	林 裕子	教授		8	8	林 裕子	教授		8
9	日沼 千尋	教授		15	9	日沼 千尋	教授		17
10	松田 ひとみ	教授		10	10	松田 ひとみ	教授		10
11	吉田 礼維子	教授		15	11	吉田 礼維子	教授		15
12	長内 さゆり	准教授		10	12	長内 さゆり	准教授		16
13	小澤 涼子	准教授		26	13	小澤 涼子	准教授		33
14	草野 知美	准教授		14	14	草野 知美	准教授		21
15	高橋 順子	准教授		14	15	高橋 順子	准教授		18
16	若山 好美	准教授		25	16	若山 好美	准教授		27
(削除)					17	伊織 光恵	講師	15	

(改善事項) 看護栄養学研究科 看護学専攻 博士後期課程

6. 専任教員の年齢構成が高齢に偏っていることから、教育研究の継続性の観点から、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。

(対応)

審査意見を踏まえ、教育研究の継続性の観点から、完成年度後の若手教員の採用計画を「V-3. 教員の年齢構成及び定年の対象となる教員の扱い」に追記した。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (本文)

新	旧
<p>(15 ページ)</p> <p>V-3. 教員の年齢構成および定年の対象となる教員の扱い</p> <p>(略)</p> <p>完成年度以降に定年を超える担当教員は7名である。したがって、博士後期課程設置時の担当教員の約6割の9名は、担当教員としての継続が可能である。</p> <p>さらに、博士後期課程における教育・研究の質の担保・向上、継続性を保つため、必要に応じて、定年を超える担当教員を嘱託教員または特任教員として採用する。完成年度に65歳以上で、かつ学部教育を兼務する2領域の教授の退職後には、若手教員の採用および登用を計画している。</p> <p>(資料 14)</p> <p>また、看護学科には、博士後期課程担当教員以外に博士の学位を保有する若手教員が3名、完成年度までに学位取得が見込まれる若手教員が4名所属している。</p>	<p>(14 ページ)</p> <p>V-3. 教員の年齢構成および定年の対象となる教員の扱い</p> <p>(略)</p> <p>完成年度以降に定年を超える担当教員は7名である。したがって、博士後期課程設置時の担当教員の6割以上の11名は、担当教員としての継続が可能である。</p> <p>さらに、博士後期課程における教育・研究の質の担保・向上、継続性を保つため、必要に応じて、定年を超える担当教員を嘱託教員または特任教員として採用する。</p> <p>(資料 14)</p> <p>また、看護学科には、博士後期課程担当教員以外に博士の学位を保有する教員が2名、完成年度までに学位取得が見込まれる教員が5名所属している。</p>

(是正事項) 看護栄養学研究科 看護学専攻 博士後期課程

7. 調書番号 14 の教員について、教員名簿と教員個人調書で氏名の漢字表記が異なっており、同一の人物であると判断することができない。このため、同一の人物である場合には、関係する書類について適切に改めること。一方、異なる人物である場合には、関係する書類について適切に改めた上で、教員個人調書等の必要書類について改めて提出するとともに、再度それぞれの教員について教員資格審査を受審すること。

(対応)

調書番号 14 の教員について、審査対象教員一覧に記載の氏名の漢字表記に誤りがあったため、「草野 智美」を「草野 知美」に修正した。

(新旧対照表) 審査対象教員一覧

新				旧			
(3 ページ)				(3 ページ)			
調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名	調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名
14	専	准教授	くさの ともみ 草野 知美	14	専	准教授	くさの ともみ 草野 智美

(是正事項) 看護栄養学研究科 看護学専攻 博士後期課程

8. 教員資格審査において、「不可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を専任教員以外の教員で補充する場合には、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。

(対応)

「不可」となった授業科目については、全て専任教員をもって充てる。具体的には、次の通りである。この変更に伴い、当該科目のシラバスも一部変更する。(詳細は別添シラバス参照)

- (1) 「看護理論とその開発」は大野和美(3)が「不可」となったため、理論開発等に関する豊富な研究業績を有する中村由美子①(専任)に変更し、より実践的な内容に変更する。
- (2) 「地域基盤看護学特論」「地域基盤看護学演習」は服部容子(7)が「不可」となったため、ケアリング、ヒューマンケアに関する豊富な研究業績を有する松田ひとみ④(専任)に変更する。
- (3) (2)に伴い「実践看護学特論」「実践看護学演習」は循環器看護に関する研究業績を有する服部容子②(専任)を担当として追加する。
- (4) 「看護学特別研究Ⅰ」「看護学特別研究Ⅱ」「看護学特別研究Ⅲ」は伊織光恵(17)が「不可」となったため、日沼千尋③(専任)の研究指導内容について追加する。

(新旧対照表)

新	旧
シラバス (4 ページ) (1)看護理論とその開発 第 8 回 看護実践への示唆 ・中範囲理論(ペプロー、ニューマン、ワトソン等)、実践理論(カルガリー家族システム看護等)の看護への活用(中村) 第 15 回 関心ある理論構築への挑戦(服部・中村) ・関心ある看護現象を理論構築のアプローチで分析し、発表する(プレゼンテーション)	シラバス (4 ページ) (1)看護理論とその開発 第 8 回 看護実践への示唆 ・中範囲理論、実践理論(小範囲理論)の活用(服部) 第 15 回 関心ある理論構築への挑戦(服部・大野) ・関心ある看護現象を理論構築のアプローチで分析する(プレゼンテーション)

<p>シラバス (15 ページ)</p> <p>(2)-1 地域基盤看護学特論</p> <p>第7回</p> <p>・ケアリング・ヒューマンケアの理論と概念(松田)</p> <p>第8回</p> <p>・ケアリング・ヒューマンケアに関する看護実践の現状と課題(松田)</p> <p>シラバス (20 ページ)</p> <p>(2)-2 地域基盤看護学演習</p> <p>第7回</p> <p>・地域基盤看護学において重要となる課題(ケアリング・看護の質保証)に関連する研究論文の文献検索とその検討(松田)</p> <p>第8回</p> <p>・地域基盤看護学において重要となる課題(ケアリング・看護の質保証)に関連する研究論文のプレゼンテーション(松田)</p> <p>シラバス (18 ページ)</p> <p>(3)-1 実践看護学特論</p> <p>第3回</p> <p><u>ライフステージにおいて様々な健康状況にある人々の今日的な健康課題及び看護に関する現状の把握、多角的視点からの検討・分析③ 成人期 (服部)</u></p> <p>(第3回の新設により以下、繰り下げ)</p> <p><u>第4回～第13回 (略)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>シラバス (15 ページ)</p> <p>(2)-1 地域基盤看護学特論</p> <p>第7回</p> <p>・ケアリング・ヒューマンケアの理論と概念(服部)</p> <p>第8回</p> <p>・ケアリング・ヒューマンケアに関する看護実践の現状と課題(服部)</p> <p>シラバス (20 ページ)</p> <p>(2)-2 地域基盤看護学演習</p> <p>第7回</p> <p>・地域基盤看護学において重要となる課題(ケアリング・看護の質保証)に関連する研究論文の文献検索とその検討(服部)</p> <p>第8回</p> <p>・地域基盤看護学において重要となる課題(ケアリング・看護の質保証)に関連する研究論文のプレゼンテーション(服部)</p> <p>シラバス (18 ページ)</p> <p>(3)-1 実践看護学特論</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>第3回～第12回 (略)</u></p> <p>第13回</p> <p><u>関心領域の今日的な健康課題および看護実践上の問題に関連する理論と概念に関する文献レビュー② (日沼、大野、城丸、浅井、林、榊、中村、草野)</u></p>
--	---

<p>シラバス (23 ページ)</p> <p>(3)-2 実践看護学演習</p> <p><u>第3回</u></p> <p><u>ライフステージにおいて様々な健康状況にある人々への看護実践上の問題に関する文献レビューと研究課題の明確化③ 成人期(服部)</u></p> <p><u>(第3回の新設により以下、繰り下げ)</u></p> <p><u>第4回～第22回 (略)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>シラバス (23 ページ)</p> <p>(3)-2 実践看護学演習</p> <p>実践看護学演習</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>第3回～第21回 (略)</u></p> <p><u>第22回</u></p> <p><u>研究課題に応じたフィールドワーク・予備調査の計画・実施⑤</u></p> <p><u>(日沼、大野、城丸、浅井、林、中村、榊、草野)</u></p>
<p>シラバス (26、29、32 ページ)</p> <p>(4) 看護学特別研究 I</p> <p>看護学特別研究 II</p> <p>看護学特別研究 III</p> <p>(日沼 千尋)</p> <p>質的研究方法を用いて、急性状況にある小児、先天性心疾患を持つ子どもと家族の<u>急性期及び慢性期の看護、小児脳死下臓器移植に関連する課題を中心に、子どもの療養環境の調整に関する課題</u>について研究を指導する。</p> <p>設置の趣旨等を記載した書類(本文)(12 ページ)</p> <p>IV-4. 科目区分及び科目の特色</p> <p>(略)</p> <p>2) 専門科目</p> <p>看護学の基盤となる理論と概念を検討するとともに、地域の健康および保健・医療・福祉に関わる課題を看護の視点から幅広く分析し、人々が現代社会において</p>	<p>シラバス (26、29、32 ページ)</p> <p>(4) 看護学特別研究 I</p> <p>看護学特別研究 II</p> <p>看護学特別研究 III</p> <p>(日沼 千尋)</p> <p>質的研究方法を用いて、急性状況にある小児、先天性心疾患を持つ子どもと家族、小児脳死下臓器移植に関連する課題についての<u>研究を指導する。</u></p> <p>設置の趣旨等を記載した書類(本文)(12 ページ)</p> <p>IV-4. 科目区分及び科目の特色</p> <p>(略)</p> <p>2) 専門科目</p> <p>看護学の基盤となる理論と概念を検討するとともに、地域の健康および保健・医療・福祉に関わる課題を看護の視点から幅広く分析し、人々が現代社会において</p>

<p>てよりよく生きることを支援するための新たな看護を検討し、博士論文につなげる科目として「地域基盤看護学特論」（選択2単位）と「地域基盤看護学演習」（選択2単位）を置く。これらの科目は、主に<u>（削除）公衆衛生看護学</u>を基盤領域として展開する。</p> <p>また、誕生から終末期に至るあらゆる発達段階、健康、生活の状況にある対象への、複雑な看護実践上の課題について、分子生命医科学から家族看護までの様々なレベルにおいて検討し、博士論文につなげる科目として「実践看護学特論」（選択2単位）、「実践看護学演習」（選択2単位）を置く。これらの科目は、主に<u>基礎看護学</u>、成人看護学、老年看護学、小児看護学、家族看護学、分子生命医科学を基盤領域として展開する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>てよりよく生きることを支援するための新たな看護を検討し、博士論文につなげる科目として「地域基盤看護学特論」（選択2単位）と「地域基盤看護学演習」（選択2単位）を置く。これらの科目は、主に<u>基礎看護学</u>、<u>公衆衛生看護学</u>を基盤領域として展開する。</p> <p>また、誕生から終末期に至るあらゆる発達段階、健康、生活の状況にある対象への、複雑な看護実践上の課題について、分子生命医科学から家族看護までの様々なレベルにおいて検討し、博士論文につなげる科目として「実践看護学特論」（選択2単位）、「実践看護学演習」（選択2単位）を置く。これらの科目は、主に成人看護学、老年看護学、小児看護学、家族看護学、分子生命医科学を基盤領域として展開する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
<p>設置の趣旨等を記載した書類（本文）（13ページ）</p> <p>V-1. 教員組織編制と配置の基本的考え方 （略）</p> <p>博士後期課程では教育目的の達成のため、博士後期課程担当教員（以下、「担当教員」という）の教員組織を、教授11名、准教授5名<u>（削除）</u>で構成し、幅広い視野に立脚しながら、高度かつ専門的な教育並びに研究指導を行う。</p> <p>担当教員における博士の学位保有者は、<u>16</u>名中<u>14</u>名である。博士の学位を保有しない担当教員は、看護栄養学部看護学科及び大学院看護栄養学研究科看護学専攻博士前期課程における豊富な教育実績と研究指</p>	<p>設置の趣旨等を記載した書類（本文）（12ページ）</p> <p>V-1. 教員組織編制と配置の基本的考え方 （略）</p> <p>博士後期課程では教育目的の達成のため、博士後期課程担当教員（以下、「担当教員」という）の教員組織を、教授11名、准教授5名、<u>講師1名</u>で構成し、幅広い視野に立脚しながら、高度かつ専門的な教育並びに研究指導を行う。</p> <p>担当教員における博士の学位保有者は、<u>17</u>名中<u>15</u>名である。博士の学位を保有しない担当教員は、看護栄養学部看護学科及び大学院看護栄養学研究科看護学専攻博士前期課程における豊富な教育実績と研究指</p>

導実績を有するとともに、看護学の専門領域における優れた教育・研究・実践業績を有する。このことから、大学院設置基準第9条第2項を満たし、博士後期課程担当教員として適切と考える。また、担当教員のうち12名が、大学院設置基準第8条第5項を適用し、看護栄養学部看護学科教員として博士前期課程の教員を兼務することから、看護学科および看護学専攻博士前期課程における教育・研究との連続性・一貫性をもって教育することが可能である。

(略)

また、専門科目においては、地域の健康及び保健・医療・福祉に関わる課題を看護の視点から幅広く分析し、検討する科目として、「地域基盤看護学特論」を置き、内容に関連する教育・研究業績が豊富な(削除)公衆衛生看護学、精神看護学、老年看護学の教授3名と准教授1名がオムニバスと一部共同授業で担当する。

(略)

また、「実践看護学特論」「実践看護学演習」においては、臨床看護における実践的な看護の課題を探求する科目として設置し、この領域における豊かな教育・研究実績を持つ基礎看護学の教授1名、成人看護学の教授2名、老年看護学の教授2名、小児看護学の教授1名、家族看護学の教授1名、精神看護学の准教授1名が担当する。

(略)

研究指導科目は、看護学における専門領域において、優れた研究業績と研究指導経験を有する教授11名、准教授5名(削除)を配置し、幅広い視野に立脚しながら、高度かつ専門的な研究指導を行う。

導実績を有するとともに、看護学の専門領域における優れた教育・研究・実践業績を有する。このことから、大学院設置基準第9条第2項を満たし、博士後期課程担当教員として適切と考える。また、担当教員のうち13名が、大学院設置基準第8条第5項を適用し、看護栄養学部看護学科教員として博士前期課程の教員を兼務することから、看護学科および看護学専攻博士前期課程における教育・研究との連続性・一貫性をもって教育することが可能である。

(略)

また、専門科目においては、地域の健康及び保健・医療・福祉に関わる課題を看護の視点から幅広く分析し、検討する科目として、「地域基盤看護学特論」を置き、内容に関連する教育・研究業績が豊富な基礎看護学、公衆衛生看護学、精神看護学、老年看護学の教授4名と准教授1名がオムニバスと一部共同授業で担当する。

(略)

また、「実践看護学特論」「実践看護学演習」においては、臨床看護における実践的な看護の課題を探求する科目として設置し、この領域における豊かな教育・研究実績を持つ成人看護学の教授2名、老年看護学の教授2名、小児看護学の教授1名、家族看護学の教授1名、精神看護学の准教授1名が担当する。

(略)

研究指導科目は、看護学における専門領域において、優れた研究業績と研究指導経験を有する教授11名、准教授5名、講師1名を配置し、幅広い視野に立脚しながら、高度かつ専門的な研究指導を行う。

<p>設置の趣旨等を記載した書類（本文）（15 ページ）</p> <p>V-3. 教員の年齢構成および定年の対象となる教員の扱い</p> <p>博士後期課程設置時における担当教員の平均年齢は <u>59.9</u> 歳となり、定年を超える教員は <u>7</u> 名である（令和 6（2024）年 4 月 1 日予定）。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	<p>設置の趣旨等を記載した書類（本文）（14 ページ）</p> <p>V-3. 教員の年齢構成および定年の対象となる教員の扱い</p> <p>博士後期課程設置時における担当教員の平均年齢は <u>59.8</u> 歳となり、定年を超える教員は <u>6</u> 名である（令和 6（2024）年 4 月 1 日予定）。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
--	--

その他の変更点

1. 研究指導教員について

入学前相談を担当した教員が原則として入学後に研究指導教員となることが分かりやすいよう、VI-3. 研究指導科目及び研究指導の方法 1) 研究指導体制およびVI-4. 博士論文作成スケジュール 1) 入学前研究計画事前相談（入学前）、VIII-3. 選抜方法に、原則として入学後に研究指導が可能な教員が相談に当たることを加筆した。

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類（本文）

新	旧
<p>(19 ページ)</p> <p>VI-3. 研究指導科目及び研究指導の方法 (略)</p> <p>主任指導教員、副指導教員の決定は、入学前からの学生との相談および希望により、最終的に研究科委員会において決定される。<u>入学前の相談は、原則として入学後に研究指導を担当することが可能な教員が当たる。研究に関する事前学修が必要と判断された場合は、入学前に本学の科目等履修制度(資料23)や研究生制度(資料24)の利用により事前学修することを推奨し、入学後の研究、学修を円滑に進められるよう支援する。</u></p> <p>(19 ページ)</p> <p>VI-4. 博士論文作成スケジュール</p> <p>博士論文の質を確保し、確実な論文完成のために、博士論文の作成までのスケジュールは次の通りとする。(資料6 履修要項4ページ)</p> <p>1) 入学前の研究計画事前相談（入学前） 希望する研究指導教員と入学前に事前相談を行い、博士後期課程入学後の研究計画について相互理解を図る。<u>入学前の相談は、原則として入学後に研究指導を担当することが可能な教員が当たる。</u></p>	<p>(18 ページ)</p> <p>VI-3. 研究指導科目及び研究指導の方法 (略)</p> <p>主任指導教員、副指導教員の決定は、入学前からの学生との相談および希望により、最終的に研究科委員会において決定される。</p> <p>(19 ページ)</p> <p>VI-4. 博士論文作成スケジュール</p> <p>博士論文の質を確保し、確実な論文完成のために、博士論文の作成までのスケジュールは次の通りとする。(資料6 履修要項4ページ)</p> <p>1) 入学前の研究計画事前相談（入学前） 希望する研究指導教員と入学前に事前相談を行い、博士後期課程入学後の研究計画について相互理解を図る。</p>

<p>(26 ページ)</p> <p>VIII-3. 選抜方法</p> <p>本課程の選抜区分は「一般選抜」とし、10月と1月の2回実施する。募集人員は2名とする。</p> <p>受験生が出願前に、入学後の研究について志望する研究指導教員と連絡をとり、研究計画、出願資格の有無等について教員との十分な相談、検討を行う機会を設ける。</p> <p><u>なお、事前相談は、入学後も在籍し研究指導が可能と見込める教員が対応する。</u></p>	<p>(26 ページ)</p> <p>VIII-3. 選抜方法</p> <p>本課程の選抜区分は「一般選抜」とし、10月と1月の2回実施する。募集人員は2名とする。</p> <p>受験生が出願前に、入学後の研究について志望する研究指導教員と連絡をとり、研究計画、出願資格の有無等について教員との十分な相談、検討を行う機会を設ける。</p>
---	--

資 料 目 次

- 資料 23 天使大学大学院科目等履修生規程
- 資料 24 天使大学大学院研究生に関する規程
- 資料 25 研究方法論特論シラバス

天使大学大学院科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、天使大学大学院（以下「大学院」という。）助産研究科学則第42条及び看護栄養学研究科学則第41条の規定に基づき、大学院の科目等履修生（以下「履修生」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(履修制限)

第2条 履修生が1年間に履修することのできる単位数は、大学院助産研究科学則第33条及び看護栄養学研究科学則第32条に規定する所定単位数の3分の1以内とし、各専攻別の単位数は、次のとおりとする。ただし、原則として実験又は実習に関する授業科目の履修は認めない。

- | | | |
|--------------|---------------|--------|
| (1) 助産研究科 | 助産専攻専門職学位課程 | 18単位以内 |
| (2) 看護栄養学研究科 | 看護学専攻修士課程 | 13単位以内 |
| (3) 看護栄養学研究科 | 栄養管理学専攻博士前期課程 | 11単位以内 |
| (4) 看護栄養学研究科 | 栄養管理学専攻博士後期課程 | 6単位以内 |

(履修資格)

第3条 履修生となることのできる者は、大学院助産研究科学則第16条又は看護栄養学研究科学則第15条第2項、同条第3項若しくは同条第4項のいずれかの各号の一に該当する者とする。

(出願手続)

第4条 履修生になろうとする者は、所定の期日までに次の書類に検定料を添えて、学長へ願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書（所定の様式による）
- (2) 履修希望科目願（所定の様式による）
- (3) 検定料納入票（所定の様式による）
- (4) 最終学校の卒業（見込）証明書又は修了（見込）証明書。ただし、最終学校の専攻が、履修しようとする専攻分野と異なる場合は、履修しようとする専攻分野に係る学校の卒業証明書又は修了証明書を合わせて提出すること。

(選考・許可)

第5条 履修生の選考は、前条の書類審査の他、必要に応じて面接を行い、助産研究科教授会又は看護栄養学研究科委員会（以下「教授会等」という。）の意見を聴いて学長が受入を許可する。

(履修期間)

第6条 履修期間は、許可された授業科目の開講期間とし、1年以内とする。

- 2 前項の定めにかかわらず、引続き履修を希望する場合には、学長は教授会等の意見を聴いてその期間を延長することができる。
- 3 前項による履修の延長を希望する者は、所定の期日までに科目等履修生継続願を学長へ提出しなければならない。

(履修手続・履修料等)

第7条 履修を許可された者は、所定の期日までに別表に定める登録料及び履修料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の手続を完了した者に科目等履修許可書及び科目等履修生証を交付する。
- 3 既納の履修料等は、返還しない。
- 4 実験・実習に関する費用は、必要に応じて別途徴収することができる。

(履修証明書)

第8条 履修生として授業科目の履修を修了した者が願い出た場合は、当該科目の履修証明書を交付する。

(単位授与)

第9条 履修生として履修した授業科目については、学長は、当該研究科の履修規程を準用して単位を授与する。

2 前項の規定により単位を授与された者が願い出た場合は、単位修得証明書及び成績証明書を交付する。

(履修許可の取消)

第10条 履修生が次の各号のいずれかに該当する場合、学長は、教授会等の意見を聴いて履修の許可を取消することができる。

(1) 正当な理由がなく出席が常でない場合

(2) 本学の秩序を乱す行為があった場合

(学則等の準用)

第11条 履修生については、この規程に定めるもののほか、大学院助産研究科学則、看護栄養学研究科学則及び学生関係諸規程を準用する。

(事務)

第12条 履修生に関する事務は、事務局学務課が行う。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教育研究評議会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

天使大学大学院研究生に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、天使大学（以下「本学」という。）大学院（以下「大学院」という。）助産研究科学則第42条及び看護栄養学研究科学則第41条の規定に基づき研究生に関する必要な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 研究生とは、大学院助産研究科学則第39条及び看護栄養学研究科学則第38条の規定により本学専任教員の指導の下で、特定の専門事項の研究を行うため、学長の許可を受け登録された者をいう。

(出願資格)

第3条 研究生として出願できるのは、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

(出願手続)

第4条 研究生の出願に当たっては、次の書類に別表に定める審査料を添え、学長に提出しなければならない。

- (1) 大学院研究生志願書（所定様式1）
- (2) 履歴書（指定の様式による。）
- (3) 最終学校卒業（修了）証明書（見込を含む。）及び成績証明書
- (4) 所属機関のある者は、所属長の承諾書（所定様式2）

2 前項の出願は、原則として学年・学期の始まる2か月前までとする。

(審査・許可)

第5条 前条により出願あった研究生の審査・許可は、前条の書類審査のほか、必要に応じて面接を行い、助産研究科教授会又は看護栄養学研究科委員会（以下「教授会等」という。）の意見を聴いて学長が受入を許可する。

(登録及び納入金等)

第6条 前条により研究生の許可を受けた者は、別表に定める登録料、研究料を納入し、必要な手続をしなければならない。

- 2 登録料、研究料の納入方法及び取扱いについては、別に定める授業料等取扱規程を準用する。
- 3 既納の審査料、登録料及び研究料は原則として返還しない。
- 4 本条第1項の手続を終了した者は、研究生として登録し、「研究生登録証」が発行される。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間は、原則として1年間とする。ただし、特別の理由がある場合、学長は、教授会等の意見を聴いてその期間を延長することができる。

(研究の方法)

第8条 研究生は、指導教員の指導を受けて研究に従事するものとする。

(授業科目の受講)

第9条 研究生は、研究に関連ある授業科目について、指導教員の指導を受けて受講することができる。ただし、当該授業科目担当教員の承諾を得なければならない。

2 前項による授業科目の受講に伴う単位の認定は行わない。

(研究終了報告書)

第10条 研究生は、研究が終了したときは大学院研究終了報告書(所定様式3)を提出しなければならない。

(研究証明書)

第11条 学長は、研究生がその証明を願い出たときには、研究の主題・研究期間等に関する研究証明書を発行することができる。

2 前項の証明書の発行を願い出るときは、それに必要な手続きをしなければならない。

(登録の取消し)

第12条 研究生が登録を取消したいときは、文書で学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があったときには、その者の研究生登録を取消すものとする。

3 学長は、研究生として不適当と認めた者については、教授会等の意見を聴いて研究生登録を取消することができる。

(施設利用等)

第13条 研究生の本学施設利用等については、本学学生に準じる。

(他の規程の準用)

第14条 研究生について、この規程に定めるもののほか、大学院助産研究科学則、看護栄養学研究科学則及び学生関係諸規程を準用する。

(事務局)

第15条 研究生の事務は、事務局学務課が行う。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、教育研究評議会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は、2008年10月1日より施行する。

附 則

この規程は、2009年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2012年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

授業コード	23D00030		
科目名	研究方法論特論【必修】		
英語名	Advanced Research Methodology		
担当者	松田 ひとみ		
配当年次	カリキュラムにより違います	学 期	2023年度 前期
単 位	2単位	区 分	講義
授業の概要	保健医療における研究の重要性を理解し、多様な研究方法論の特徴を踏まえ、専門知識・技術の向上や開発を図るための研究活動に必要な共通の知識を学ぶ。自らが研究に取り組むために、研究課題、研究デザイン、測定方法、データの収集と分析、クリティカルな評価、研究倫理について理解を深め、実践の向上に寄与する信頼性・妥当性の高い知見を導く研究の基礎的知識と技術を修得する。		
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 研究の意義と看護学・栄養学の実践における研究の意義を説明できる。 2. Research Questionの設定と研究デザインを説明できる。 3. 研究計画のプロセスと倫理的配慮について説明できる。 4. 量的研究方法のプロセス及び実践への適用について説明し議論できる。 5. 質的研究方法のプロセス及び実践への適用について説明し議論できる。 6. 文献のクリティカルな評価ができる。 		
授 業 計 画			
1	研究の定義、研究の動向と課題		
2	Research Question（研究上の問い）とPI(E)CO		
3	研究デザインと観察的疫学研究報告 STROBEの活用		
4	研究における倫理について		
5	文献の系統的な検討①		
6	文献の系統的な検討②		
7	文献の系統的な検討③		
8	量的研究方法とクリティカルな評価①		
9	量的研究方法とクリティカルな評価②		
10	量的研究方法とクリティカルな評価③		
11	質的研究方法とクリティカルな評価①		
12	質的研究方法とクリティカルな評価②		
13	研究計画書 ①		
14	研究計画書 ②		
15	まとめ		
評価方法	授業への態度・討論への参加状況（50%）、および課題に対するレポートの内容など（50%）で評価する。		
準備学習・事後学習・課題等	課題は、授業の2週間前までに担当教員から提示する。事前に提示された課題に取り組み、授業中にプレゼンテーションする。		
教科書	とくに指定しないが、必要な文献については講義中に紹介する。		
参考文献	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上岡洋晴, 津谷喜一郎(訳). 疫学における観察研究の報告の強化(STROBE声明): 観察研究の報告に関するガイドライン. In: 中山健夫, 津谷喜一郎. 臨床研究と疫学研究のための国際ルール集. ライフサイエンス出版, 2008. p. 202-9 2. 牧本清子, 山川みやえ(著、編集): 日本看護協会出版会『研究手法別のチェックシートで学よくわかる看護研究論文のクリティーク 第2版』、2020 (http://jnpcdc.com/cq) <p>他開講時に提示する。</p>		
学習資料	授業中に必要に応じて配布する。		